

第五十号議案

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例
 江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号）の
 部を次のように改正する。

第八条第一号及び第九条中「き損し」を「毀損し」に改める。
 別表第一江戸川区小岩駅西三号駐輪場の項の次に次のように加える。

江戸川区京成小岩駅東駐輪場	江戸川区北小岩五丁目二番
江戸川区京成小岩駅南駐輪場	江戸川区北小岩二丁目八番
江戸川区京成小岩駅北駐輪場	江戸川区北小岩六丁目一一番
江戸川区京成小岩駅北二号駐輪場	江戸川区北小岩六丁目三二番

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、江戸川区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日以後の定期使用に係る申請その他使用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

(説明)

江戸川区京成小岩駅東駐輪場等を設置するほか、規定を整備する必要があるの
で、本案を提出いたします。